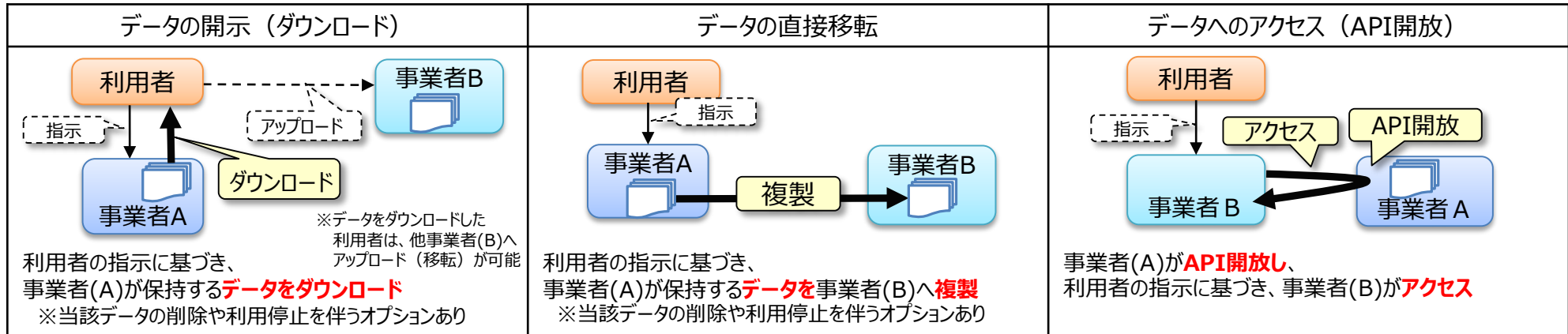


- データの移転・開放等の在り方に関するワーキング・グループでは、イノベーションが絶えず生じる競争環境の整備等の観点を中心に、データの移転・開放のルールについてオプションを整理。今後は、本オプションを参考に、政府においてより詳細な検討を進める。

【データの移転・開放のルールの種類】



【ルール導入に当たっての論点・方向性】

1. データの移転・開放ルールの内容

- (1) 手法（開示、直接移転、アクセス（API開放））については、最低限いずれかの方法により再利用できることを原則
- (2) 可能な限り、データの移転・開放の対象や取扱条件の明確化や、利用者が簡易に指示できる操作性を確保
- (3) 実効性を高めるため、データの相互運用性（移転するデータ形式の規格の公開等）を確保
- (4) コスト分担については、イノベーションやサービス向上のための投資インセンティブを阻害しないこと等も勘案し検討

2. データの移転・開放ルールの対象

- (1) データの移転・開放ルールが課せられるデジタル・プラットフォーム等は、利用者のロックインの程度や市場の状況等を踏まえて限定
- (2) データの移転・開放を求めることができる利用者（消費者、事業者）は、幅広く対象

3. ルール導入のアプローチ等

- (1) ルールの策定・執行のためのアプローチとしては、法規制、自主規制、共同規制が考えられるが、技術の変化のスピードへの対応等も考慮
- (2) 海外へのデータ移転に係るセーフガードの在り方等については、国際合意等にも留意
- (3) 執行については、モニタリングを的確に実施する仕組みとともに、苦情処理の仕組み等を活用した適切な執行を確保する仕組みを検討